

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成29年12月14日 午前9時58分～午後1時51分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 森 満 晃
委員 新原 春 二
委員 瀬 尾 和 敬

委員 杉 菌 道 朗
委員 井 上 勝 博
委員 持 原 秀 行

○説明のための出席者

市民福祉部長 上大迫 修
市民課長 瀬戸口 良 一
課長代理 坂 元 久 徳
環境課長 内 田 泰 二
川内クリーンセンター所長 原 暢 幸
市民健康課長 檜 垣 淳 子
保険・年金課長 西 田 光 寛

障害・社会福祉課長 有 西 利 朗
高齢・介護福祉課長 遠 矢 一 星
保護課長 松 尾 和 俊
子育て支援課長 知 識 伸 一

税 務 課 長 道 場 益 男
収 納 課 長 有 村 辰 也

○事務局職員

議事調査課長 砂 岳 隆 一

管理調査グループ員 堀之内 孝 充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第141号 薩摩川内市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第164号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算	
議案第167号 平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算	市 民 健 康 課
議案第165号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第166号 平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎） それでは、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（福田俊一郎） それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） まず、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二） それでは、一般会計補正予算の歳出について説明をいたします。

予算に関する説明書（第5回補正）の40ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費29万7,000円は、人事異動に伴う人件費の調整分でございます。同じく、その下の環境保全対策費87万円の増は、蘭牟田池に降る雨の量と池の水位から、蘭牟田池の適正な水位を導き出すために、生態系保存資料館アクアイムの屋上に雨量計を設置するものでございます。

次に、9目公害対策費の160万円の減は、委託料入札執行残分の減額でございます。

次に、41ページをお開きください。

2項5目ごみ処理費、資源ごみ分別推進事業費の222万円は、水銀汚染防止法が改正されたことにより、水銀体温計や水銀血圧計、蛍光灯、ボタン電池の水銀使用製品を適切に回収するため、市内15カ所に水銀使用製品回収ボックスを設置するものでございます。

次に、甕島クリーンセンター管理費の970万4,000円は、甕島クリーンセンターの煙突解体工事を実施中ですが、上甕島クリーンセンター分でダイオキシン類曝露防止対策を行う必要が生じたため、この後、実施する下甕島クリーンセンター解体工事の費用が不足する分を増額するものでございます。

次に、6目し尿処理費、上甕投入施設管理費の59万4,000円の増は、上甕地区にあります中甕・中野浄化センターのし尿の貯留槽から希釈タンクへ移送するポンプと調整するためのスイッチが故障したため、取りかえ修繕を行うものでございます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸） 川内クリーンセンター分の補正予算について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

予算に関する説明書（第5回補正）の41ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費のうち、川内クリーンセンター分は、事項、川内クリーンセンター管理費で、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金の交付決定に基づく財源調整でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

17ページをお開きください。17ページです。

15款2項3目衛生費補助金、2節清掃費補助金の410万円の減額は、先ほど説明いたしました川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金の交付決定に伴い、減額をお願いするものでございます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（杉蘭道朗） 水銀を含む蛍光灯、ボタン電池等を含めて回収ということで、新しくまた回収箱といいたいまいしょうか、形態的にはどういう状況のあれなんでしょうか。いわゆる管球類、それからボタン電池類、それぞれちょっと費目が違いますので、一つの枠のケースの中に全部入れ込むのか分別式になっているのか、ちょっと詳細説明を願います。

○環境課長（内田泰二） 水銀製品の回収ボックスでございますが、幅が70センチ、奥行きが40センチ、高さが133センチでございます。

扉が全部で4個ついておりまして、右側に13センチ分の高さの長い蛍光灯を入れる缶と、左側に3段ございまして、そこに水銀体温計、それとボタン電池とか、それを分けて入れていただくような形になります。

○委員（杉藺道朗） 今の説明で漠然と何となくわかるんですけど、図面であつたらちょっと示していただければなと思いました。

それと、施錠をされるんですか。そこはもう自由に市民の方々が置いてある15カ所に入れていいのかどうか、そこらのあたりのちょっと説明を。

○環境課長（内田泰二） 15カ所、現在のところ予定しておりまして、本庁、それと支所、それとあと中央公民館、セントピア、水道局等に御相談はしているところでございます。

入れられるもの自体が危険性を帯びたものでございますので、それぞれの施設があいている時間であれば投入できるようなふうで考えております。

○委員（杉藺道朗） わかりました。

あと、今は各自治会において危険物回収ということで、一般的に業務じゃなくて家庭用のそういう蛍光灯を含めた形でも回収はされておりますけれども、それはそれとして並行でやっていくということになるんですね。

○環境課長（内田泰二） 今現在、考えているところでは、今回の回収箱の設置は4月1日を予定しております。3カ月ほど期間がございまして、広報紙や市のホームページ、それと2月には衛自連だよりでも出ます。それとまたFMさつまさん等、これまでの回収とは別個で回収ボックスを設置しますということで、一気に移行というのは難しいと思いますので、徐々に移行していただければというふうで考えております。

○委員（杉藺道朗） 回収ボックスの件は了解いたしました。

あと、自治会関係においては、やっぱりそういう燃えないピンクの袋に入れて出されるものですから、クリーンセンターのほうにおいて当然また分別をされて、それで手間等もかかるのかなと。こういう回収ボックスですと、きれいに分別ができていますので、後の作業が非常にやりやすいことがありますので、将来的には各自治会のそういうごみステーションあたりにも、簡易なものでもいいですから設置する方向性で、今、今回のこの15カ所の部分に関して、常時というか随時その

経過を見ながら、設置ができる方向性があれば、出される人なんかは蛍光灯なんかは突き出て非常に難儀するということも言われるものなので、出すときに割れたりして危ないということもあるものですから、将来的にはそういう今回のこれを検討しながら、自治会に設置ができる方向性でまた考えていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（福田俊一郎） 意見であります。

ほかにございませんか。

○委員（瀬尾和敬） 環境保全対策費で八十何万円、これ、済みません、もう一回詳しく説明をしていただけませんか。

○環境課長（内田泰二） 環境保全対策費の87万円でございます。これは、アクアタイムの屋上に雨量計を設置するということで、先ほど説明させていただきましたが、設置するに至った経緯というのが、ことしの7月3日付の南日本新聞に「鹿児島文化を語る」という欄がございまして、そこに元県立博物館の寺田仁志先生という方が、蘭牟田池の環境保全対策についての投書をされております。

この中で、池の水位が高い時期があるということで、これがちょうどヨシ群落とか外来生物ではない、もともと蘭牟田池に生息している貴重な植物群があるんですけれども、これが芽吹く時期とちょうど水位の高い時期が重なっているということで、やっぱり生態系が合わなくなって、だんだん少なくなっているんじゃないかと、こういった趣旨の投稿をされております。

ここから、池の水利権自体は土地改良区が持っていられちゃいますので、ここを土地改良区に御相談をしないといけないんですけれども、今現在、私どもは何もデータを持っていないものですから、そこらあたりのデータをちょっと一、二年調査をして、その結果を見て御相談なりさせていただくことはできないかということで、今回、雨量計を設置するものでございます。

○委員（瀬尾和敬） そんな難しいのはよくわからないんですが、あそこの生態系というのは、いろんなペットをもう飼わなくなった人が持ち込むとか、例えばとんでもないカメがいたりとか、これまでそんなのおったのかなというのが出てきたり、それからアヒルがいたりとか、もちろんブルーギルとかブラックバスはもちろん持ち込み、

白鳥そのものも誰かが持ち込んだというようなことで、生態系がめちゃくちゃになっています。

そういう意味で、あそこの水位によって、そうやって生態系の動向を探るという、そういう意味だと。それはありがたいことだと思います。

ただ、これからは、暖かくなると釣り人がふえます。ブルーギルを釣っておられるんですけども小さいんですね。小さいということは、もういっぱいはいびこっているという証拠ですね。反面、こんな巨大なコイが泳いでいるんですね。

だから生態系がどうなっているか、はっきり言ってよくわからないところがありますね、たまに見る人間としても。その解明の一助になればいいと思います。いいふうにしてください。お願いしておきます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○環境課長（内田泰二）それでは、環境課にかかります所管事務の説明をいたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

川内汚泥再生処理センター業務改善についてでございます。これは概要でございますが、本年5月に発生しました失火案件に関しまして、改善対策が完了いたしましたので説明するものでございます。

3のこれまでの経緯でございますが、5月6日と26日に炭化製品からの発熱により失火が発生し、消火活動が行われております。5月29日に文書で事業者に対しまして改善勧告を行っております。6月15日に調査報告書と改善計画書が提出されまして、業務改善対策を実施するよう指示いたしましたところでございます。8月3日には市民福祉委員会の皆様による現地視察を実施していただいたところでございます。その後、10月31日に業務改善報告書が出てまいりました。11月21日には、報告書の追加修正が提出されております。

4の改善内容でございます。次ページに白黒ではございますが、写真も添付してありますので、あわせてごらんください。

まず、フレコンバッグ蓄熱対策といたしまして、アの鉄箱に入れまして、水冷却管で冷却するとともに温度センサーを取りつけてございます。イの袋詰めの際にはスクリーンを取りつけて異物を除去し、また強力な磁石を置いて、金属類があった場合はこちらに吸いつくようにしてございます。ウの炭化製品に水分が混入しないように接続管等、これまでゴムホースであったものをブレードホースにかえたり樹脂製のものをステンレスにかえたりしております。エの温度監視をするため、熱画像センサーを追加するとともに、温度警報設定を80度から60度に下げしております。それと、オのフレコンバッグの上部には、発熱したときに注水装置を設置してございます。

（2）の予防的対策といたしましては、月1回、炭化製品の炉内点検と運転管理マニュアルの見直しを行ってございます。

11月21日に追加修正をということでございますが、これは監視用カメラの画像、これは24時間回っておりますが、これをパソコン上に保存できるように指示したことによる修正の報告でございます。

それと、発熱の原因自体については、まだ究明できていないという報告を受けております。今、今朝ほども相当冷え込みましたが、今のところ熱がこもる状態ではございませんので、また暖かくなってきた時期に再度、同様のこれまでやってきました実験等をして、また原因を究明していきたいということで報告を受けております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）今のことではないんですが、エコパークのことで、ちょっと聞いた話だと遮水シートがあつて、この遮水シートにはセンサーがついていて、遮水シートが破れて浸水が漏れたらセンサーが警告をするという仕組みだということで、二重三重に対策を打つてあるという話であつたんですが、ただ設計変更がされて配管で回収して、遮水シートの下を配管を伝わって浸出水を回収するという仕組みになったというふうに聞いて、

そうすると、遮水シートにはセンサーがあるかしれんけれども配管から漏れる心配は出てこないのかと。それがまた地下水にまじるということはないのかということと、それから、そのときのセンサーは設置はされているのかどうかと、もし配管に異常があった場合、そういったことについては、今、答えられないと思いますので調べていただきたいと思うんですが、何か情報はありますか。

○環境課長（内田泰二） エコパークのシートの関係でございますが、私どもが承知しているところではシートの下に通っている配管は、地下水を集めるための配管だというふうで聞いています。ですから搬入されたごみ、産業廃棄物はシート部分で全部遮断されておりますので、そこからのもし水が漏れ出すと、さっき言われたセンサーが稼働する仕組みになっておりますので、現在のところ漏れたという情報も聞いておりませんし、センサーが動いたというのも聞いておりませんし、そのシートの下に産業廃棄物の汚水を集めるための配管は通ってないということで聞いております。

○委員（井上勝博） わかりました。

浸出水ではないというお話ですが、そういう浸出水の回収についての、要するに浸出水を回収して、それを浄化して、また天井からシャワーのように落として循環するという仕組みだということで説明を聞いているわけですが、その浸出水を受ける配管が遮水シートの下に行く構造に変更になったと聞いたものですから、それがなければいいんですけれども、変更、そういうのがもしあれば、次回調べておいていただきたいと思います。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸） 最終処分場の基本的な構造について、若干御説明いたします。

○委員長（福田俊一郎） ちょっと休憩いたします。

~~~~~

午前10時18分休憩

~~~~~

午前10時19分開議

~~~~~

**○委員長（福田俊一郎）** 本会議に戻します。

**○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）** 最終処分場につきましては、管理方、一般、うちのほうの最終処分場と同じ構造になっております。

まず、シートで埋め立て廃棄物と地下水を遮断する構造になっております。浸出水につきましては、シートの上で回収する配管を設置するようになっております。あと、シートの下の地下水についても、上の埋め立て物に影響を及ぼさないようにシートの下で回収するように集水管を設置する構造が、基本的な構造となっておりますので、そこは多分、基準になっておりますので、そこを曲げることはできないんじゃないかというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** じゃあ設計変更は、私たちに説明した以降、設計変更はなかったというふうに理解してよろしいんですか。

**○環境課長（内田泰二）** その設計変更のことを私どもは承知しておりませんので、そこはまた確認をしてみますので。

**○委員（新原春二）** 墓地の関係で全体的にお聞きしたいんですけれども、今現在、お寺さん等の収納の墓地が結構普及をしております、一般墓地が大体あいてくるという状況がちょっと話を聞いております。

市の墓地の関係で、そういう現況があるのか、それに伴って、当然、個数が減ってくれば、それなりにその墓地というのは荒れてくるわけで、墓地組合がきちんと管理をすれば何も問題はないんですけれども、墓地組合がなかなか機能しないところについては、結構、墓地が荒れてくるという現象があるのではないかというふうに危惧をしておりますけれども、そこら辺の市、あるいは民間の墓地の関係で、そうした集積墓地に集積をするために今現在ある墓地が荒廃をしてくる現況というのはどうなんですかね。

**○環境課長（内田泰二）** 墓地の関係でございます。

委員おっしゃるとおり、現在お寺さんが納骨堂をあちこちのお寺さんでつくっていらっしゃるしまして、その関係で共同墓地のほうから改葬されて納骨堂のほうに移されるという状況が非常にふえております。市営墓地に限って言っても、市営墓地のほうから、また納骨堂に移されるという方も多々ございます。

それと、市営墓地は管理を市のほうで指定管理でやっておりますので問題ないんですけれども、民間の共同墓地につきましては、管理組合のないお墓については、荒れるというか墓がそのままに

なった状態で、中身のお骨だけ持っていかれるとか、そういう状態が結構見受けられるようでございます。

改葬する場合には、私どもの環境課の窓口に来て改葬許可を受けられた上で納骨堂のほうに入れられるんですけども、窓口のほうでも「墓をしまわれる場合は、後をきれいにして新しい納骨堂のほうに移してください」というふうでお願いはしておりますけれども、人によっては、されずにそのままになっている、そういう状況もございます。

あと、管理組合のない墓地につきましては、どうしてもお掃除をする方もいらっしゃいませんし、自分の墓参りはされますけれども人のところまで手が及ばないというような状況で荒れてくる。これはもう県内、先般あった会議の中でも出てまいりましたが、どこの自治体においてもそういう状況だということで聞いております。

**○委員（新原春二）** 一般質問でも中島議員のほうから墓地が荒れるので、そこを管理をするために対処はできないかという質問があったように思いますけれども、やっぱり墓地組合があって、きちんと管理をされている部分はいいいとしても、管理をされていない部分が今後どうしても荒れてくるということがありますし、また管理組合もないところ、具体的に言えば、ここがあいって「この土地に墓をつくっていいか」ということで四、五軒が集まって、墓地は墓地なんですけど全く公認されていない墓地が結構あると思うんですよ。そこら辺の市としてのチェックができていいのかどうか。そこら辺もきちんとしないと、これは墓地として指定をされている組合の墓地で管理をされているんですが、そうでない墓地が結構あるんじゃないかと思います。

特にそういうところは、だんだん高齢化になっていって管理者がいなくなる。そして当然、墓所も荒れてきて特にそういうところは、また崖上にあるというような状況もあって、だんだんのり面も崩れてくるという、私も3カ所ぐらい相談を受けているんですけども、そうしたものがどんどんふえてくるという状況にありますので、その全く管理されていない部分、また完全な民地で墓地指定をされていないところ、そういうところを今後の指導でありますとか、そういうのり面が崩れてくるとかの対策だとかというのは考えていらっ

しゃいますか。

**○環境課長（内田泰二）** 共同墓地の実態調査を一昨年度から始めておりまして、税務課の土地台帳と、それと私どもも十数年前に整備した台帳を持っておりますので、その突合を今しまして、それをまた今年GIS上に落として、今度はその後、それぞれの墓地の自治会長さんに調査をかけて、管理組合があるかないか、そこらあたりをもうちょっと調査をしようかなということで、今、準備を進めているところでございます。

お墓の数が、共同墓地の数が、これは実数ではないんですけども1,000に近いぐらいのお墓がございますので、そこらあたりで今、手間取っているところでございますが、なるべく早い時期に管理組合のあり・なしとか、それとあと改葬なんかに来られたときに、管理組合の方の承認の印鑑をもらう必要等もございますので、そこらあたりも含めて、ちょっと一斉に調査をかけたいと考えております。

**○委員（新原春二）** 調査をされるということで大変ありがたいことですので、きちんとやっぱり墓地の管理といいますか、そういったことも含めて公共墓地をきちんと指定をするということが大事だと思います。

ただ、結構、先ほどもありましたように、全くもう私有地に便宜上されているところもあって、そこらあたりが結構荒れているというふうに私も考えていますので。

もう一つ、共同墓地も含めてそうなんですけど、大体、地域の辺地に指定をされて、特に崖上が多いと思うんですけども、そういった崖上なんかの崩落が非常に懸念をされる場所、そういうところは、当然もう墓地組合のほうにお願いをして、処置をお願いすると思うんですけども、そうした場合に、市からの補助だとか、民地ですからかなり厳しいと思うんですけども、墓地に関するそうした周辺の環境整備に関する補助金とか、そういうものの整備をしないと、なかなかこれから先も年齢が高くなっていきますと、やはり厳しいんじゃないかと思っておりますので、そこら辺の考えはどうですか。

**○環境課長（内田泰二）** 共同墓地の関係の災害復旧につきましては、2分の1の補助で最高200万円までということで、今、実施しております。これも今年度は200万円の予算をいただ

いておりましたが、全て使い切るような状況でございます。

申請をされるところというのは、管理組合があるがゆえに申請されているわけでございまして、中にはもう申請しないといけないんだけど、申請する人もいないというような墓地も見受けられますので、そこらあたりも、さっきの共同墓地の調査とあわせて、今後の市の方向性というか、そこらあたりもつくっていかないといけないのではないかと考えております。

また、補助率にしても、今、薩摩川内市は2分の1でございますが、他市の状況を調べてみると、中には薩摩川内市よりも、まだ補助率の高いところなどもありますので、そこらあたりも含めて検討してまいりたいと考えております。

**○委員（杉藺道朗）** 2点ほどちょっとお願いを含めてなんですが、もう年末に入ってまいりましたので、またそろそろ皆さん大掃除とかなんとかで、クリーンセンターのほうもかなりごみが集まってくるのかなと思うんですが、1点目には、まず皆さん方が出される燃えるごみと燃えないごみ、いわゆる粗大ごみを含めて危険物なんか、ごみの出し方が、この前ちょっと苦情もあったんですけど、要するに燃えるごみの中に燃えないごみを入れて、極端に言えば燃えるごみ袋の中に鍋が入ったとか、そういう異物が入っていたと。

それで当然、自治会において担当が、環境美化推進員の活動支援も含めて、そういうときは分別をするんですけれども、少し今、地域によってはそういうこともないのかもしれませんが、分別がちょっと乱れてきている部分があるというふうに聞くとこもあります。

そうした本来は資源ごみで出すべき部分、空き缶とかそういうのが危険物の袋の中にまとめて出されているという現象もあって、自治会によっては厳しく、その日に出される分は確認ができるんでしょうけど、前日とか係りがいないときに、ぽっと出されたりした場合に、大変苦慮しているという部分がありますので、もう一度、これはあくまでも個人のそういったモラル的な部分もあると思いますので、啓発していただきたいのと、「きちっと分別をお願いします」と。

何ていうかのかな、少し年配の方なんかの中には、ちょっとずさんな出し方が、自分たちの当番で立っているときにありますものですから、再度、

何か文書等、広報でも結構ですので、そこあたりをちょっとお願いしたいというのが1件。

それともう1件は、今、お墓がありましたけど、身寄りのない方が亡くなって跡の整理をするときに、業者のほうに委託をしていろいろ引き取ってはもらうんですが、中に仏壇が残るんですよ。相談もあったと思います。

業者の人も「仏壇はもう引き取りません」と「そっちで処分してください」と言われて、結局、回り回ってちょっと私のほうに相談が来た経過もあるんです。私も今まで二、三件そういう相談があるんですが、以前、クリーンセンターにちょっとばらして持っていったら「これは仏壇ですね」と引き取りを拒否されたような経過もあって、そこはちょっとまたいろいろあったんですけど、仏壇屋さんとかお寺とか、そういうところで有償では引き取られる部分があるんですけれども、近親者、親族の方がいらっしゃればそこまでされるんでしょうけど、中島議員の一般質問の中でもちょっと若干触れたところもあったと思うんですが、全く身寄りのない方なんか亡くなったときに、そういう仏壇という特殊なものに対して、クリーンセンターとしては、あれにお願いされた方が持ち込んだときに、しっかりそこらあたりを対応していただけるのか、「いや、それはもうちょっと」というふうで、流れとしてはそういう状況になっているように感じるんですが、そこはどうなんでしょうかね、教えてください。

**○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）** 済みません。以前、私も聞いた話なんですけれども、仏壇を持ち込まれて処理しようとしたときに、職員のほうがちょっとしたけがをしたという事例があったということで、実際にはきちんと供養していただいて、細かく分解していただいて持ち込まれる場合には受け取っている経緯はございます。

ただ、仏壇そのもので持ってこられた際に、そういう事故があったということで、なかなか難しいなというところではございますけれども、きちんとお寺さんのほうで供養していただいて、きれいに分解していただいて持ち込んでいただくことで御相談いただければというふうに考えております。

**○委員（杉藺道朗）** 了解です。

とりあえず、そういうふうな相談があったときには、きれいに分解して、当然、持ち込むときに

電話しますので、「済みません、仏壇ですけどきれいに処理して持っていきますから」ということで対応を、こちらからまた連絡をすれば一応受け取っていただくということでよろしいですね。

前は、ばらしていったんですけど見ればわかるわけですよ、「あ、これは仏壇やな、それはあかん」で返されたので、これからまたおいおい、そういう孤独死とかいろいろあるものですから、ふえてくる可能性がありますので、そこもまた配慮のほうをよろしくをお願いします。

○委員長（福田俊一郎）ごみの分別については意見、要望です。

○委員（持原秀行）杉菌委員の意見をちょっと補足して仏壇なんですけど、あれは金箔とか張ってありますよね。実はあれ、ちゃんとリサイクルして回収される業者がいるんですよ。それで、それをきちっと溶かして金をまた回収されている業者が川内にもあります。

ですから、やっぱりそういうリサイクルするというような形の中で、そういうのができないものかどうか、ちゃんと仏壇屋さんとか何か提携されて、そうされているんですよ、実際にされている方がおられます。相当な金になるみたいです。

ですから、やはりそういう金額にもなるということで、やはりそういうところもきちっと仏壇屋さんとも一応お話をさせていただいて、そういう啓発ができれば、ただ燃やすのではなくて、金のリサイクルというんですか、やはりそういうのをしておられる方もおりますので、どっかそこらあたりも、やはりそういう業者さんとも協議されてみて、持ち込むのを皆さん市民の方はちゅうちょされるんです、やっぱり祭ってもらってもやっぱり廃棄するというのは。だから、そういうところも調査されてみたらいかがでしょうか。

○環境課長（内田泰二）その件は承知しておりませんでしたので、ちょっと調査してみます。

○委員長（福田俊一郎）意見であります。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

○委員長（福田俊一郎）次は、保険年金課の審査に入ります。

---

△議案第141号 薩摩川内市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）議案第141号薩摩川内市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）議案第141号薩摩川内市災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

議案は、議案つづり（その1）141-1ページ、内容につきましては次ページとなります。

議案に関連いたしまして、議会資料を提出してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。議会資料は、総務部議会資料の2ページとなります。

よろしいでしょうか。

改正概要の説明の前に、条例につきまして、少し説明をさせていただきたいと思います。

この条例につきましては、災害により被害を受けた損害の程度に応じて、国民健康保険税を減免するための基準等を定めたものでありまして、条例では、被害を受けた際に保険金とか共済金とかによって補填されるべきものがあれば、その金額を控除して損害額を算出するといった仕組みがとられております。

例えば、農家の方が、冷害等で被害を受けられた場合に、農作物共済金を受け取っておられましたら、損害額を算定する際には、損失額の合計額から当該農作物共済金の金額を控除するといった仕組みになるということでございます。

前置きのほうが少し長くなってしまいましたけれども、今回の改正の概要でございます。

先ほどの農作物共済金にも関係いたしますが、農業災害補償法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、条例で引用しております法律の名称が、「農業災害補償法」から「農業保険法」に変更されたことから、所要の規定整備を図ろうとするものでございます。

---

△保険年金課の審査

次に、条例の施行期日等でございますが、この条例は、法律の改正に合わせて平成30年4月1日から施行することとし、第2条第2号の仮名まじりの「補てん」の字句を漢字の「補填」に改める改正規定につきましては、公布の日から施行することとしてございます。

また、農業共済の新制度の切りかえが平成31年産からとなることから、経過措置といたしまして、附則第2項において新旧条例の適用区分を規定してございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止しておりました、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について、御説明申し上げます。

まず、歳出について説明いたしますので、予算に関する説明書の39ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費1,305万5,000円の減額補正については、財政安定化支援事業算定額が確定したため減額するものであります。

次の7目後期高齢者医療対策費618万1,000円の増額補正につきましては、長寿健診事業の事業見込み増により200万円、平成

28年度後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金確定に伴う精算返納金であります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、24ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち保険年金課分は、上から7番目の後期高齢者医療制度事業費補助金の116万1,000円の増額補正でございますが、先ほど説明いたしました長寿健診事業費の増額分の補助金増分でございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第164号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第164号平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案164号平成29年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算の保険年金課分について、御説明申し上げます。資料は134ページからになります。

まず、歳出について説明いたしますので、148ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては、国保制度関係業務準備事業費補助金の交付決定により、32万4,000円増額するものでございます。

次の149ページ、1款2項3目賦課徴収費については、事業実績見込みにより、21万5,000円減額するものでございます。

次の150ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費については、本年度の医療費の給付見込みにより、1億円減額するものでございます。

次の151ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費については、本年度の医療費の給付見込みにより、1億円増額するものでございます。

次の152ページ、3款1項1目後期高齢者支援金、3目後期高齢者支援金事務費拠出金については、拠出金額の確定により、それぞれ減額するものでございます。

次の153ページ、4款1項1目前期高齢者納付金、2目前期高齢者関係事務費拠出金については、納付金確定に伴いそれぞれ減額するものがございます。

次の154ページ、5款1項2目老人保健事務費拠出金については、事務費確定に伴い3万2,000円減額し、次の155ページ、6款1項1目介護納付金については、納付金確定に伴い7,591万5,000円減額し、次の156ページ、7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は、決定額通知により4,097万4,000円増額するものがございます。

次の157ページ、8款1項1目特定健診保健指導事業費は、実績見込みにより1万8,000円増額するものがございます。

次の158ページ、11款1項3目償還金については、平成28年度療養給付費等負担金精算返納金確定に伴う増額と、療養給付費交付金精算返納金が確定し、当初予算分が不要となったため相殺し、合計で6,105万5,000円増額するものがございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

まず初めに、国民健康保険税関係については、税務課のほうで説明をいたします。

**○税務課長（道場益男）** それでは、税務課・収納課に係ります補正予算について、御説明いたします。

140ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税であります。1目一般被保険者国民健康保険税におきましては、現年課税分について、世帯数、被保険者数の減少等による実績見込みに基づく減額を行うとともに、医療給付費滞納繰越分について、収入実績に基づく増額を行うものであります。

また、2目退職被保険者等国民健康保険税におきましても、現年課税分について、実績見込みによる減額を行うものであります。

**○保険年金課長（西田光寛）** 続きまして、141ページのほうをお願いします。

3款1項2目療養給付費等負担金については、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴う減額であります。

次の142ページ、3款2項7目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金については、補助金の交付決定により、32万4,000円増額する

ものがございます。

次の143ページ、4款1項1目療養給付費交付金については、平成28年度退職者医療療養給付交付金等の決定額決定通知により増額するもの。

次の144ページ、5款1項1目前期高齢者交付金については、平成29年度前期高齢者交付金額の決定により減額するもの。

次の145ページ、6款1項2目財政調整交付金については、平成29年度普通調整交付金額の決定により減額するもの。

次の146ページ、9款1項1目一般会計繰入金の減額については、財政安定化支援事業繰入金について、平成29年度分の算定額決定通知に伴い減額するものであります。

続きまして、147ページ、10款1項1目療養給付費交付金繰越金の減額については、平成28年度精算金が追加交付となったため不要となったため減額するもの。次の2目その他繰越金の増額については、平成28年度決算の繰越金の確定に伴い増額するものがございます。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 150ページの一般被保険者療養給付費1億円の減と、それから151ページの一般被保険者高額療養費が1億円増と、これは偶然なんですか、何かこう……。

**○保険年金課長（西田光寛）** 一般被保険者の高額に係らない部分のほうが、支給が現在のところ低くて、高額医療に係る部分の医療費のほうが多いというふうな見込みであるため、そこを調整したというところでございます。

**○委員（井上勝博）** この1億円という数字は偶然なんですか。

**○保険年金課長（西田光寛）** 偶然でございます。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第167号 平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第167号平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、議案167号平成29年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料は188ページからになりますが、まず歳出について説明いたしますので、196ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、平成28年度決算に伴う繰越金の確定額を財源調整し、増額補正するものでございます。

次の197ページの4款1項1目保険料還付金は、本年度の還付金が不足を生じる見込みであることから200万円増額補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

前に返っていただきまして、194ページをお開きください。

5款1項1目繰越金については、平成28年度決算に伴う繰越金の確定額を補正するものでございます。

次の195ページ、6款2項1目保険料還付金については、還付金の財源については、全額広域連合が負担することになっていることから、増額分について補正するものでございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明させていただきますので、市民福祉委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1、短期被保険者証・資格証明書の交付状況につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ滞納のある方に対しまして、事務処理要綱で基準を定めて交付を行っております。発行件数等は記載のとおりでございます。これについては定期的に委員会に報告させていただいております。

続きまして、2、国民健康保険標準保険料率の仮算定結果についてを説明させていただきます。

これにつきましては9月の委員会で第3回目試算結果について資料を配付し説明いたしましたが、11月15日に平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の仮算定結果について説明がされ、公表されましたので、説明をさせていただきます。

まず、前回の第3回目試算については、県が本算定を行うための係数の設定や激変緩和策等を市町村と協議するために活用するものとして示され、対象予算も平成29年度分として示されておりました。

今回の仮算定結果については、第3回目試算で検討し決定した係数を用いて、対象予算も平成30年度予算ベースとして試算し、平成28年度決算ベースの一人当たりの保険料額と比較し、激変緩和を行うこととしております。

また、平成30年度国民健康保険事業費納付金についても仮算定が示されましたので、現在作成中の平成30年度予算については、この数値を用いております。

なお、納付金等の確定については、現在、国の予算編成がされている中で検討中の診療報酬等の改定が及ぼす影響が大きいと、年末に国が確定係数を示し、年明けに県が納付金等の確定数値を示すこととなっております。

それでは、資料に基づき説明をいたします。

8ページには説明の概要、9ページが今回の試算結果、10ページが前回の試算結果となっております。

9、10ページのほうをごらんください。

10ページの前回の試算では、②の金額と①の金額の差は1,647円で、伸び率も1.62%でしたが、9ページの今回の試算では、②と①の差額が1万1,576円となり、伸び率も12.29%となりました。

この要因につきましては、8ページの概要の3のほうにまとめてありますように、①の決算ベース保険料の減ということで、平成29年度の本市の保険給付費が大幅に減少したため一人当たりの決算額も減少したこと、②の平成30年度保険税必要額の算定額の増は、県の試算で平成30年度の保険給付の伸びを多く見ていることで、②と①の差額が大きくなっております。

この結果は、本市だけでなく県下全体で同様の傾向となっており、表を比較していただくとおわかりのように、前回は減少する自治体が25自治体あったのが、今回の試算では減少が12自治体ということで減少しております。

県と各市町村は、前回の試算をもとに激変緩和策についても検討しておりましたが、方法については、増加した自治体の伸び率を一定割合に抑える方法とすることとし、その伸び率は比較する2年の伸び率を2.12%、単年で1.06%と示されております。ただし、今後の県の予算編成等で若干、変更される可能性もあるということで聞いております。

今回の激変緩和方法により、本市に当てはめると、9ページ①の9万4,225円に2年間の伸び率2.12%を掛けますと、⑥9万6,225円となり、⑦の2,000円がその差額となります。同様に各自治体激変緩和により差額抑制がされているところでございます。

今回の制度では、今回の試算結果にも見られるように、2年度分の試算と決算の比較をすることから、比較する対象年度によっては大きな差額が

生じてくる場合が出てくるのがわかりました。

今後の予算編成方針と税率改正についてでございますが、8ページのほうに記載してございます。

(1)は先ほどの説明のとおりでございますが、

(2)としまして、保険料算定の参考となる納付金算定時の標準保険料率と、平成29年度当初課税時の金額を比較しますと、平成29年度当初の数値が約1億円多い状態でございますが、この数値は全体の約5%でありまして、被保険者の減少が換算すると、平成30年度を推計しますと、ほぼ同額と認められ、適正な数値だと考えているところでございます。

平成30年度国保会計の予算編成は、今後示されます本算定、先ほど言いました年明けに示されます納付金確定金額により作成することとなりますが、激変緩和後の数値でございますと、人件費と保健事業以外の保険給付費に係る一般会計からの繰り入れをしなくても、現在の保険料で予算編成ができる見込みだというふうに考えております。

**○委員長（福田俊一郎）**ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**来年度は保険税率を上げなくてもいいと。ただ、この名称のことなんですけど、ここで私は「保険税率」というふうに今まで思ってたのが「保険料率」だったかな、何かそういう名称を使ってなかったかと思うんですが、ちょっと何か名称がちょっとどうして違うのかというのがあるんですが、これを説明していただきたいんですけど、来年度はこのままでいいだろうと。これは毎年こういうふうに試算されて、毎年こういうことがあるんですか。

**○保険年金課長（西田光寛）**まず、先ほどの名称の件ですけれども、国の資料では全部「保険料率」ということで統一されておりましたが、県内「料」でしているところはないものですから、県のほうでこの資料も変更された部分があるんですけども、この今の表の部分を見ましても、上のほうは「一人当たり保険税必要額」となっておりまして、その下のほうは「保険料率ベース」とかになっておりまして混在しているような状態でございます。ここはもう「保険税」ということで読みかえていただければというふうに思います。

それと、今後のこういう改定の頻度というか、

これは毎年こういうことでされるということでございます。

**○委員（井上勝博）** わかりました。

そうすると、毎年この問題で頭を悩ませなくちゃいけないということで、ただ一般会計から繰り入れてないわけだから、来年度は。2億5,000万円というのは、いわば今までは繰り入れていたものを繰り入れなくてもいいわけだから、それを繰り入れることによって調整するという考えはあるんですか。

**○保険年金課長（西田光寛）** 予算につきましては、また3月の委員会のほうでも正式に御説明したいというふうに考えておるんですが、今、作成している段階で、先ほども若干触れましたけれども、人件費等と保健事業費部分につきましては、従来どおり一般会計からの繰り入れをさせていただきまして、以前から言われています赤字補填部分に係ります一般会計の繰り入れはしなくても済むように今現在、作成中でございます。

**○委員（井上勝博）** いわば法定外繰り入れというやつは来年度はしなくてもいいと。その分は、いわば今までは法定外繰り入れをしていたわけだから、毎年そういう変動があるけれども、それで法定外繰り入れで調整するという、そういう考えはないんでしょうか。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 基本的にはその部分については、今回の県へ財政運営主体が移った中で、制度設計する中では考えておりません。

委員のほうにお伝えしたいのが、一つ二つあるんですけど、今回、市町村の国保運営から県を財政運営主体とした全体の運営に変わったということの中には、かかる給付費に対してかかる保険料をどのように負担いただくかと、これを可視化して、毎年チェックをして、被保険者の皆様に負担いただけるような形にしております。

なおかつ、その中では、それぞれの自治体が法定外に繰り入れをしている実態を見て、県に基金を積んだり、国の交付金制度によってその分を補填するなど、平成27年移行後の伸び幅でいうと合計約3,400億円ぐらいになると思いますけど、そういった国の制度をする中で、持続可能な保険制度をするという考え方にありますので、先ほど西田課長が申しましたとおり、人件費や保険事業など、それぞれの自治体に係るコストのほうが確実に整理ができる法定外の繰り入れは行いますけ

れども、保険給付費の伸びに伴う、保険料に対応する赤字の部分については、制度設計上、考えないとみなすべきだろうというふうに考えて、現在作業しているところです。

ただし、委員のこれまでの質問の中で、法定外の繰り入れはできるのではないかとということで、制度的にはできますけれども、国・県を通じた全体の考え方の中では、その赤字の繰り出しをせずに、きちっとしたかかる給付費に対する保険料のほうを被保険者の方に負担いただくような形で、制度を運営していかないと、制度そのものが持続できないというふうなところでございますので、そういったものを総合的に判断しますと、赤字の部分については今のところ考えずに制度設計しているという状況でございます。

**○委員（井上勝博）** なぜ都道府県単位化するかということについての説明文の中には、高過ぎる国保税というのがあるわけですね。だから今でも高いわけで、それを都道府県単位化にしてまた高くなれば、何のための単位化なのかという問題が出てくるわけであって、やっぱりそこはそういうふうに考えていくべきだと思います。

それから、今後の被保険者の減少というのは、原因は何ですか。高齢化が進めば一定、国保に加入する人がふえてくるんじゃないかというふうに思っていたんですが、どうでしょう。

**○保険年金課長（西田光寛）** やはり総体的な人口の減と、後期高齢者制度というのがございますので、75歳に行くともう全て後期高齢者に移動されるものですから、今の現在の実績では、年々5%ぐらいずつ国保の被保険者というのは減少している現状でございます。

**○委員長（福田俊一郎）** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

△市民課の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次は、市民課の審査に入ります。

---

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一）市民課でございます。補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の27ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、説明欄の市民課関係は、市民政策調整費において1,400万円を増額しております。これは市民福祉部内各課の時間外手当について、子ども・子育て新制度対応、国保制度改革準備、甌島健康プロジェクト事務、第7期介護保険事業計画など、事務量の増加に伴い増額をお願いするところです。

次に、32ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、説明欄の戸籍住民基本台帳費においては、442万6,000円の増額をお願いしているところです。内訳は、職員給与費の調整に伴うものと住民基本台帳法施行令等の改正されることによる既存の住民基本台帳関連システムの改修等に要する経費で、財源は国庫補助金となります。

このシステム改修の内容については、委員会資料の1ページをお開きください。1ページになります。

まず、目的であります。政府では、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくるため、女性活躍を中核と位置づけ取り組み、女性の一人一人がみずからの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要とし、その方策の一つとして、希望する人には、住民票とマイナンバーカードに旧姓の併記が可能になるようにシステムの改修を行うためのものです。

具体的に、なぜマイナンバーカード等への旧姓の併記が女性活躍の取り組みとなるかといいますと、旧姓で活動している働く女性が本人確認が必要となる場合に、身分証明書として利用できるマイナンバーカードや住民票に旧姓が記載されることで、旧姓を証明することが容易にできるからであります。

次の2は、旧姓の記載手続の流れ、イメージ図であります。その中ほどの左側は住民票です。住民票に旧姓欄を追加することになります。右側のほうにマイナンバーカードがあります。イメージ

としましては、「山田（佐藤）」というふうにマイナンバーカードも変更されることになります。

3はシステム改修の内容を記載しております。7項目程度ございます。

4はシステム改修のスケジュールで、今年度中に改修し、来年度には本稼働、実施する予定です。

ここでまた予算に関する説明書32ページに戻りまして、説明欄の二つ目の丸になります。

個人番号事業費において17万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカード発行に係る臨時職員の経費をお願いするものです。財源は国庫補助金となります。

歳入について、17ページをお開きください。

15款2項1目1節総務費補助金説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の422万3,000円は、歳出で説明しましたマイナンバーカード等関連システム改修に係る補助金で、10分の10の補助率となっています。

次の同目17節個人番号カード交付事業費補助金17万3,000円も、歳出で説明しました繁忙期に向けたマイナンバーカード発行に係る臨時職員の事務費補助金で10分の10の補助率であります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）私は、従来からこのマイナンバーカードに対しての批判をしてきたわけですが、私はカードを持っていないものですからお聞きしたいんですけど、このカードにマイナンバーが記載されているんですかね。

○市民課長（瀬戸口良一）カードには裏面のほうにマイナンバーが記載されております。資料の1ページにマイナンバーカードのイメージがありますけど、その黒い帯の下に「123456789012」とあります。それがマイナンバーになります。

○委員（井上勝博）紛失した場合は、いわば他人が拾ったりすれば、それはもう個人のマイナンバーが漏れるということになるんですか。

○市民課長（瀬戸口良一）紛失しましたら、まず警察に連絡を、国も24時間体制で受け付ける体制がございます。それに伴い、番号もまたその方が変えたいということでは、変える仕組みがあります。ですから、届け出ることによって、この

番号は変えることができます。

○委員（井上勝博）ごめんなさい。私ちょっと認識が違っていたんですけど、マイナンバーというのは、その人につけられる、生まれてから十二桁の番号がその人の番号になると。すると、紛失したりしたときに変えることができるんですか。

○市民課長（瀬戸口良一）紛失といいますか、今でもその番号は希望があれば変えることができます。

ですから、その番号が漏れたにしても、それでも何もできませんので、紛失しても、でも一番重要な番号ですから、特に法でも定められて、最新の漏れないような仕組みになっています。

○委員（井上勝博）私が言いたいことは、結局マイナンバーが便利ということは、逆にマイナンバーにいろんな情報がくっついてくるといいうものが出てくるわけです。

紛失した場合に、そのマイナンバーを悪用しようと思ったら、そのマイナンバーでもって、その人のいろんな情報をまた別の情報を入手するということが可能になる可能性はあるんじゃないかと。

それは人間がやることだから、ネットワーク上はセキュリティーはきいていても、やっぱり人間というのは、いい人もおれば悪い人も出てくるわけで、そういったのを利用して個人情報をいろいろと収集するという、現実にはそういう収集して、名簿なんかは売り買いされたりしているわけですが、そういうマイナンバーをくっつけた名簿が売り買いされるといいう危険性も、私はあるんじゃないかなと思っているんですが、そういう可能性は全然ないですか。

○市民課長（瀬戸口良一）マイナンバーのついたそういったリストとか、そういうものは流出することは、まず考えられません。セキュリティーで確保されておりますので、それはないというふうに考えております。

○委員（瀬尾和敬）私は、住基カードのころからカードを保持しています。マイナンバーの能力について、今回はこうやって旧姓を得られるということで、これはまた一歩進んだと思います。

先般、印鑑証明が欲しくてマイナンバーでできるものと思って入ったら「それじゃできないんですよ」と言われた。あれ、後退したのかなと思って、これは一体どんな仕組みになるんですか、今後。

○市民課長（瀬戸口良一）その仕組みは、所管事務調査のほうで資料により説明をしようとしておりましたので、それによろしいですかね。

○委員長（福田俊一郎）所管事務調査のほうによろしいですか。

○委員（瀬尾和敬）はい、わかりました。

○委員長（福田俊一郎）この予算に関係することで、御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一）所管事務報告を、市民福祉委員会資料により説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

2件の市民サービスの運用開始を報告いたします。

まず1件目です。瀬尾委員のほうからありました印鑑証明等について、らくらく証明書交付システムの運用開始であります。

目的につきましては、住基カードとマイナンバーをお持ちの方は、全国のコンビニ等で証明交付が受けられますが、窓口には交付機がなく窓口申請となり御不便をおかけしてまいりました。申請書の窓口に来た場合は、交付機がありませんので申請書を書いてまいりました。コンビニ交付利用の推進を図ろうとするもので、11月21日に運用を開始しております。

導入のメリットとしまして、2の手続の仕組みにありますように、今まで窓口では申請書に記入して証明書を取得してまいりましたが、今回の運用開始により、カードを持っている方は申請書を記入せず待ち時間なく証明書を取得できます。

ですから、瀬尾委員のおっしゃいましたマイナンバーカードを持ってきたらいい方は、交付機がありますから、そちらのほうで出せるという形になります。

次に2件目は、コンビニ交付本籍地証明サービスの開始です。今まで、本市に本籍があり市外に住んでいる方の戸籍証明取得は、本市の窓口で、

知っている方が委託を受けて来られるか、郵送請求による手続が必要でしたが、マイナンバーカード利用により戸籍証明が取得できるサービスを10月10日に運用開始いたしました。

導入のメリットとしまして、今まで戸籍証明が必要な方は郵送など手間がかかっていました。マイナンバーカードの利用により、全国のコンビニ等で取得できるようになり、また、市といたしましても郵送請求窓口処理件数を減らすことができることとなります。

○委員長（福田俊一郎） 当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。

瀬尾委員よろしいですか。

○委員（杉藺道朗） 恥ずかしい話なんですけど、私もまだ住基カードのままなんです。コンビニ交付機を使いますと、暗証番号を二つ入力せんと。ところが、年のせいでしょうか、わからないんですけど、余りにも暗証番号を入れるのを考えてたもんだから、なかなか一つしかできなくて、あと一つがどれを打ってもなかなかできなかったんですよ。しょうがないから、もう窓口で申請してもらったんですけど、私に及ばず、やっぱりほかの方もそういうふうに暗証番号等を失念される方がいらっしゃると思うんですが、そういうときは、また窓口のほうに行って、本人が証明できるものを持っていけば、手続上はすぐ教えてもらえるんですかね、そこをちょっとお聞きしたいです。

○市民課長（瀬戸口良一） そういう例はほかにもございます。このカードといいますか、3回間違えると必ずロックされます。ですから使えませんので窓口に来ていただいて、今やはり高齢者の方など、そういうのが多いです。

ですから、今、交付機の隣に再申請の紙を設けてあります。それと身分証明書があると、もうその場で教えることができます、御本人が見えられたら。

マイナンバーカードですと顔写真がありますから、身分証明書になりますから、高齢者の方もその場でお教えするという形になります。

○委員（杉藺道朗） ちなみに、件数的にはやっぱり何件かありますか、そういう。

○市民課長（瀬戸口良一） 件数は多いときで10件、内容・状況は、代理のほうから件数を説明させます。

○課長代理（坂元久徳） 11月21日から、こ

の運用を開始したわけですが、約1カ月間の間に89件の申請が、このらくらく証明書交付システムを使つての交付申請があったということになります。

○委員（杉藺道朗） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員（井上勝博） ちょっと今、聞かれて答弁された内容で、その10件というのは一日ですか、それとも一月ですか。

○市民課長（瀬戸口良一） 一日です。

○委員（瀬尾和敬） このマイナンバーカードの市民権というか、例えば川内原発に入るときには身分証明するものが必要だと。そうすると運転免許証と来るんですよね。マイナンバーカードというので要請されたことは、まずないんですよ。運転免許証がまず多くの人が所持されているからかもしれませんが、私はマイナンバーカードも相当有力な方法だと思うんですけど、このあたりはどうなんですか。

○市民課長（瀬戸口良一） これは、その求めるところが、運転免許証、マイナンバーカード、ほとんど金融機関等は運転免許証、マイナンバーカード、自治体、国、どこも大丈夫なんですけど、出すところがどういう判断をするか、これは国もマイナンバーカードを身分証明書と認めるように周知しているはずですので、そこはまたちょっと聞いてみます。

○委員（新原春二） 私は非常にマイナンバーカードの制度は非常にすぐれているなど、ありがたく、今、使わせてもらっているんですけども、まだ市民の皆さんにも、ぜひつくってくれということで普及をお願いする一人なんですけど、ただ、何が一番いいかというのは、緊急に処理ができるというのが一番もう最高のメリットでありますし、また身分証明書でも最近「住基カードもいいですよ」というのが印刷物にも結構ありますので、この分については大変ありがたいと思いますけれども、今回1ページに示されてあります旧姓併記の関係なんですけど、基本的には、やっぱり住民票が基本になりますので、その住民票のある市町村役場においての申請ということで確認してよろしいですか。

○市民課長（瀬戸口良一） はい、そのとおりになります。住民票のある場所での申請になります。

ですから、転出されても、その旧姓併記されて

いる方が転出されるときは、今度は転出証明書にそれが記載されて別に市町村に移って行きますので、そこはずっと引き継いでいかれるという形になります。

だから、外国に転出する場合とか全てにおいて、やはり対応を考えられて、その内容を来年の今回の予算で要求したもので改修する形になります。

○委員（新原春二）わかりました。

それともう一つ、それはシステム改修の内容がここに記載されておりますけれども、政府もかなり広範囲な、このカードに対する処理範囲といいますか、そういうものをふやしていこうという状況にありますけれども、当面、市町村におけるそうした拡大の要素というのは、基本的にどういうものからやっていきますよということで、政府として指示が来ているのか、まだ来ていなくて政府の思惑で今、話がされているのか、そこら辺の住基カードに搭載をされるサービスについての最近の情報というのは、どういうものですか。

○市民課長（瀬戸口良一）それらの統括的なところは行革になるわけですが、今、進んできておりますのが、県と一体化した子育てワンストップですとか、それがもう開始されていますし、今後、県の電子申請システムがあるんですけど、その中からできるものからマイナンバーのほうにシフトしていくと考えますし、それと国のほうで示されているのは、「マイナキー」といって、また別の番号を用いて図書ですとかポイントサービスとかできるようなものは今できております。

ですから、今後、市としてどのようなサービスを取り込んでいくものと、あとは県と一緒になった主体でどうやって広げていくかという形になるかと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）済みません、別の件なんですけど、市民総合相談みたいなものやられているじゃないですか。いいですか、その質問。

○市民課長（瀬戸口良一）総合相談は保護課のほうになります。

○委員（井上勝博）はい、わかりました。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

---

△市民健康課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、市民健康課の審査に入ります。

---

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）まず、一般会計から御説明申し上げますので、予算に関する説明書の39ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費では232万9,000円の減額になります。平成29年度の人事異動に伴う給与費の減額補正であります。同じく事項、地域医療対策費42万6,000円の減額は、後ほど御説明申し上げますが、平成29年度の人事異動に伴い、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の歳出が減額となったことに伴う減額補正になります。

次に、2目保健センター管理費、事項、すこやかふれあいプラザ管理費では、4万2,000円の増額です。すこやかふれあいプラザの避難誘導灯取りかえ修繕に伴うものであります。同じく事項、保健センター管理費11万8,000円の増額は、入来保健センター、東郷保健センターの避難誘導灯取りかえ修繕及び祁答院保健センターの女子トイレフラッシュバルブ取りかえ修繕に伴うものであります。

次に、3目保健指導費、事項、健康増進事業費は61万4,000円の増額で、それぞれのがん検診に係る受診票等の印刷に伴うものであります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

---

△議案第165号 平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第165号平成29年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）続きまして、議案第165号国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の166ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費42万6,000円の減額は、平成29年度の人事異動に伴う給与費等の減額補正であります。

次に、歳入予算について、御説明いたしますので、165ページをごらんください。

7款1項1目一般会計繰入金42万6,000円の減額は、今ほど御説明申し上げましたが、歳出に係る一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）市民福祉委員会の資料の5ページをお開きください。

川内地域診療所の現況と今後の方針について、御報告いたします。

まず、1番目、現況ですが、川内地域診療所は、無医地区住民の医療の確保を図ることを目的に、川内地域の湯田・西方・寄田・久見崎・高江の5カ所に、川内市医師会の伊達病院、若松記念病

院、浜田医院及び済生会川内病院の医師の協力により開設しているところです。

開設回数は、各診療所、月1回で、平成28年度は1回当たり平均7.1人、平成29年度の9月までの1回当たり平均が6.6人となっております。

開設状況、診療実績の詳細は下記のとおりです。6ページをお開きください。

今後の方針についてですが、川内地域診療所は旧川内市に現在の5カ所に、陽成・吉川の2カ所を加えた7カ所がありました。平成14年に一月の受診者が10名未満になった陽成・吉川の2カ所を廃止し、現在の5カ所となり、その後、受診者数の減少により診療日数を週2回から順次減少させ、現在の月1回となっております。

薩摩川内市川内地域診療所運営協議会を毎年開催しておりますが、平成21年度より受診者数の減少、医師不足等があり、診療所の存続について検討してまいりました。その間、地区コミ会長や診療所受診者にアンケート実施もしてまいりました。平成29年2月に開催しました同協議会において、2年をめどに廃止の方向で進めるという方向性が示されたことから、平成30年1月に開催予定の同協議会で、診療所の廃止について協議し、決定する見込みです。

なお、診療所受診者については、各診療所を管理していただいている病院において、診療所廃止後もフォローしていただくこととなっております。

3番目の今後のスケジュールですけれども、平成30年1月に診療所所在の地区コミュニティ協議会へ現在の状況と今後の方針（案）について説明し、その後、薩摩川内市川内地域診療所運営協議会において、診療所廃止を協議して、3月以降に同協議会での決定事項について、地域へ周知する予定にしております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと廃止をするということで、地域の人にとってみれば、いろいろ不安があるんだろうと思いますが、「なお、診療所受診者については、各診療所を管理していただいている病院において、診療所廃止後もフォロー」をするというのは、これは具体的にはどういう、その人が診療所に来られる方が決まっていると。そ

ういう人については、病院が常に連絡をとるとい  
う、そういうことなんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）今、診療所を受診  
されている方は、大体かかりつけの先生がいらっ  
しゃる状況であります。その診療所の先生がかか  
りつけになっている方は、その後も先生のほうに  
フォローしていただくという形になります。訪問  
診療が必要であれば訪問に行っていただいたり  
とか、あと1カ月に1回の診療所の診療になります  
ので、ほかのときにはその病院に行かれるという  
こともありますので、それを継続していただく  
という形になります。あとかかりつけ医が診療所の  
先生でない方は、そちらのかかりつけ医のほうに  
フォローしていただくという形にはなるとしま  
す。

○委員（井上勝博）それが大体どれぐらいいら  
っしゃるかというのは、この表でわかるんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）アンケートをとら  
せていただいたときには、かかりつけがいらっ  
しゃる方が6割以上で、あと持病がある方が6割  
ということで、診療所のほうと、あとかかりつけ  
医のほうと今かかっていらっしゃるという状況  
であります。

あと実質的な人数は、それぞれの実績のほうで  
見ていただければと思いますけれども、ここに書  
いてあるように、実績としては、人数としては  
1回当たりが六、七人ということになりますけれ  
ども、その方々がほとんどがかかりつけ医を持っ  
ていらっしゃるって、あと、もし何かあったときに、  
緊急なときにどうするかという質問とかもさせて  
いただいたんですけれども、家族の方に乗せても  
らうとか、あとどうしても救急車しかいないとい  
う方は1割程度しかいらっしゃらなかったんで、  
もし何かあったときには救急で運んでいただく  
という形でしていただくこととなっております。

○委員（井上勝博）これ、回数と人数というこ  
とで、例えば湯田診療所の場合は、この「39」  
というのは39人という意味ではないわけですよ  
ね。回数を掛けてあるんだと思うんですけれど、  
例えば湯田診療所では何人ぐらいの人がという  
人がいらっしゃるとか、そういう数字はわかるわ  
けですか、それぞれの診療所ごとに。

○市民健康課長（檜垣淳子）一月でいいますと  
4人とか5人とかそういう数字になります。

○委員（井上勝博）いや、先ほどフォローが必

要な人がいらっしゃるということだったので、そ  
のフォローが必要な方というのが、それぞれの診  
療所ごとに顔ぶれで何人ぐらい、例えばいられ  
るとか、そういう数字はわからないんでしょう  
か。

○市民健康課長（檜垣淳子）フォローするとい  
うのは、診療所に来ている方全員になりますので、  
その後の状況はフォローしていただく形というこ  
とです。

○委員（井上勝博）済みません。例えば湯田診  
療所の管轄では39人いらっしゃるというわけじ  
ゃないじゃないですか。これを4で割るんですか。  
そういうことなんですかね。

○市民福祉部長（上大迫 修）委員が見ておら  
れます「39」というのは、年間で39名おられ  
るということです。十二月なので、大体、先ほど  
申しあげました四、五名の方が診療所に通ったり  
とかしておられるということなので、この四、五  
名の方はそれぞれかかりつけ医や通院されている  
方々の病院がありますので、そこの先生方が今後  
は見えていかれるという形で協議が調っているとい  
うことでございます。

○委員（井上勝博）四、五名いられると。  
それはほとんどの診療所で大体四、五名だと、そ  
ういうふうに理解していいんですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）各診療所でそれぞ  
れ人数は違いますけれども、西方であれば九人か  
ら十人ですね、人数で言えば。ただし1回しか来  
られてない方もいらっしゃるかもしれませんので、  
継続で来ていらっしゃる方ということではありま  
せんけれども、多いときで十人、あと湯田であれ  
ばさっき言いました四人と、寄田であれば七人、  
久見崎であれば八人、あと高江であれば六人とい  
うような数字になります。

○委員（井上勝博）わかりました。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めま  
す。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、障害・社会福祉  
課の審査に入ります。

---

△議案第156号 平成29年度薩摩川内  
市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止  
しておりました、議案第156号平成29年度薩  
摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）障害・社  
会福祉課でございます。

平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算につ  
いて、説明をいたします。

予算に関する説明書の33ページをお開きくだ  
さい。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運  
営費のうち、障害・社会福祉課分は、平成29年  
度10月の人事異動等に伴う人件費の調整、及び  
民生委員・児童委員の県の活動手当が増額され  
たことにあわせ、市の社会福祉事務嘱託員としての  
報酬が不足するため補正をするものでございます。

続きまして、2目身体障害者等福祉費の一般障  
害者自立支援事業費につきましては、10月の人  
事異動等に伴う人件費の調整でございます。

次に、障害者（児）自立支援事業費につきまし  
ては、障害者総合支援法改正法の平成30年4月  
施行に伴う福祉システムの改修事業委託料と障害  
者自立支援等給付費の実績見込みと、平成28年  
度の国庫負担金確定による精算返納金の補正でご  
ざいます。

次に、特別障害者手当等給付事業費につきまし  
ては、平成28年国庫負担金確定による精算返納  
金でございます。

次に、障害児通所支援事業費につきましては、  
心身障害児児童発達支援、放課後等デイサービス  
事業、保育所等訪問支援事業等給付費の実績見込  
み、及び児童発達支援事業の利用者の増加に伴う  
負担金助成額の補正でございます。

続きまして、34ページをお開きください。

3目地方改善対策費は、入来会館の空調機及び  
旧永田会館の浄化槽送風機の修繕を行うための補  
正でございます。

次に、歳入でございます。

予算に関する説明書の15ページをお開きくだ  
さい。

14款1項2目民生使用料、1節民生使用料に  
つきましては、児童発達支援事業施設利用者の増  
加に伴う使用料の増額補正でございます。

続きまして、16ページになります。

15款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費  
負担金につきましては、障害者自立支援等給付費  
等の実績見込みの補正に伴う国庫負担金の増額補  
正です。同じく3節児童福祉費負担金のうち障  
害・社会福祉課分は、児童発達支援センター給付  
費負担金の実績見込みの補正に伴う国庫負担金の  
増額補正でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

2項2目1節社会福祉費補助金は、先ほど歳出  
予算の補正で説明した障害者総合支援法改正法の  
平成30年4月施行に伴う福祉システムの改修事  
業の補助金でございます。

続きまして、19ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費  
負担金等につきましては、障害者自立支援等給付  
費の実績見込みの補正に伴う県負担金の増額補正  
でございます。同じく、3節児童福祉費負担金の  
うち障害・社会福祉課分は、児童発達支援セン  
ター給付費負担金の実績見込みの補正に伴う増額  
補正でございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明が  
ありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。  
ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次は、所管事務調査を  
行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）それでは、  
市民福祉委員会資料の11ページ、12ページ。  
11ページをお開きください。

薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園の  
民間譲渡についてでございます。この件につきま  
しては、9月の委員会で譲渡財産の状況等、それ  
から公募・選定に当たっての方針等について説明  
をさせていただきましたが、募集要領及び候補者  
選定要綱に基づき、譲渡先優先候補者の選定を行  
いましたので、報告をさせていただくものでござ  
います。

2番の民間譲渡に係るこれまでの経緯をごらん  
ください。10月3日から、市のホームページに

募集要領を掲載し、市内の関係事業者へは、電話での連絡も行ったところございまして、募集につきましては11月2日で締め切らせていただき、11月17日に選定委員会を行ったところでございます。

3の譲渡先優先候補者選定委員会結果についてでございますが、応募事業者は2者ございました。

選定委員会の委員につきましては、学識経験者に純心女子大学と亀山小から、それから地元代表には永利の民生委員・児童委員協議会から、それから利用者代表には、つくし園保護者会から、それから行政のほうは市民福祉部長、財産活用推進課長、障害・社会福祉課長の合計7名で、応募申請書類から第1段階として書類審査を行い、書類から判断できない部分などにつきましては、選定委員会時に応募事業者からプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑応答によるヒアリング審査ということでの2段階で評価をしていただいたところでございます。

採点結果については12ページ別紙、採点結果表のとおりでございます。1事業実績、2事業の継承及び継続性、3職員体制等、4公益的事業の展開、5事業提案の審査項目で評価していただき、700点満点中、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会が606点、得点率約86%ということで、他の1者につきましては、今回基準点として得点率60%、420点に設定をしておりましたが、わずかに及ばなかったために、記載については省略をさせていただいております。

譲渡先優先候補者としては、資料11ページの3の(2)に戻っていただきまして、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会、現在の指定管理の事業者でございますが、決定を、選定をしたところでございます。

この結果については、既に応募事業者へは11月27日に郵送してあるところでございます。

4の今後のスケジュール(案)でございますが、12月中には優先候補者と仮契約をさせていただき、来年の3月議会に譲渡議案を上程させていただき、議決いただいた後に本契約、そして4月から譲渡先法人による事業開始を予定しているところでございます。

**○委員長(福田俊一郎)** 委員会資料も含めまして、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員(井上勝博)** つくし園は、そのまま今までのように、子どもたちの発達支援のための役割というのは、同じ役割をこれからも果たすというふうに理解していいんだろうと思うんですけども、このつくし園と同じようなサービスを行っている事業者というのは、市内でどのぐらいあるんでしょうか。

**○障害・社会福祉課長(有西利朗)** センター事業という形で実施しているところは、つくし園が1カ所で、児童発達支援施設ということでの事業のほうは3カ所ございます。

**○委員(井上勝博)** センター事業というのはどういう仕事なんですか。

**○障害・社会福祉課長(有西利朗)** センター機能というのは、通所によりまして療育をする機能と、それから地域の療育の拠点施設、中心的役割を果たす施設ということ。それと保育所等訪問支援事業、この主には通所での療育と保育所等訪問支援事業、それと地域の拠点施設としての役割を果たしていただく。この三つを大きなセンターの役割と考えているところです。

**○委員(井上勝博)** 唯一のそういう機能を持った、役割を持った、つくし園を、なぜ市が手放したんだろうという疑問点がやっぱりどうしても出てくるわけで、やはりそういう唯一の機能であるならば、市がきちっと守るといえるのか、そういうことを果たすように守るといえることが求められるんじゃないか。だから、つくし園というのを市がつくって今まで社会福祉協議会に指定管理者でやってもらっていたんだと思うんですよね。

だから、全部、全面的にやってしまうと、例えば業者の都合によって廃止するかそういうことが起こるんじゃないかという、そういう不安というのが出てくるんですけども、そういう不安という心配はないというふうに言えるんでしょうか。

**○障害・社会福祉課長(有西利朗)** 募集要領の中で、期限を区切ってということではございませんけれども、10年間は確実に事業を継続していただく。そして、その間につきましても、社会福祉協議会のほうが事業者となったからといって、全面的に市が手を放して、もう全てをということではなく、事業の進め方等につきましては、市のほうとしても障害者計画であったりとか障害福祉

計画であつたりとか、そういう療育の施策等につきましても、同じ方向性を向いていただきながら事業を進めていただきたいというふうに注視をしていきたい、連携をとっていききたいと思っています。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

ここで休憩いたします。再開はおおむね１３時といたします。

~~~~~

午前１１時５６分休憩

~~~~~

午後 １時 開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第１５６号 平成２９年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時中止しておりました議案第１５６号平成２９年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、議案第１５６号平成２９年度薩摩川内市一般会計補正予算の高齢・介護福祉課分について、御説明申し上げます。

まずは、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の３３ページをお開きください。３３ページでございます。

まず、３款１項１目社会福祉総務費のうち高齢・介護福祉課分は、備考欄に記載の権利擁護センター運営補助金の減額５２万７、０００円になりますが、これは補助先である社会福祉協議会の人事異動に伴う人件費等の実績見込みによるものです。

次に、３５ページをお開きください。

３款２項１目老人福祉総務費の減額は、１００歳到達の特別敬老金を除く、敬老金配布終了に伴う実績見込みに基づく減額になります。

次に、同項２目老人措置費の増額は、養護老人ホーム入所者増等に伴う増額補正になります。

次に、同項３目介護保険対策費の増額は、異動等に基づく職員手当や介護保険特別会計への繰出金を減額したほか、平成３０年４月からの制度改正に向けた介護保険システム改修業務委託及び低所得者保険料軽減負担金に係る国庫支出金等精算返納金を計上しております。

次に、同項４目養護老人ホーム費の減額は、指定管理委託を行っている養護老人ホーム甌島敬老園の人件費等、実績見込みに基づく減額になります。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、１４ページをお開きください。

１４ページでございます。

１３款２項１目民生費負担金の増額は、先ほど歳出で説明しました養護老人ホーム入所者増に伴う個人負担金の増額になります。

次に、１７ページをお開きください。

１５款２項２目民生費補助金のうち、高齢・介護福祉課分は、５節介護保険事業費補助金になりますが、これは歳出でも説明しました制度改正に向けた介護保険システム改修に係る補助金で、補助率は人口１０万人以下という区分での定額補助になります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第１６６号 平成２９年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第１６６号平成２９年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、

議案第166号平成29年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で説明しておりますので省略させていただきます。

まずは、歳出から説明させていただきますので、予算に関する説明書の180ページをお開きください。

1款1項1目居宅介護サービス費の減額は、備考欄に記載のとおり、居宅介護サービス給付費及び居宅介護住宅改修費の実績見込みに基づく補正になります。

次に、181ページをごらんください

1款4項4目高額介護サービス等費の増額は、備考欄に記載のとおり要支援者が対象の高額介護予防サービス費の実績見込みに基づく補正になります。

次に、182ページをごらんください。

1款6項1目介護予防サービス費の増額は、備考欄に記載のとおり要支援者が対象の福祉用具及び住宅改修費の実績見込みに基づく補正になります。

次に、183ページをごらんください。

3款2項2目総合相談事業費については、健やか支援アドバイザーの年間活動に対する謝礼を補助金から報償費に組みかえるものです。

次の同項8目在宅医療・介護連携推進事業費の減額は、当初、医療や介護の資源調査を含めた医療・介護連携のための計画策定に関するコンサルタント委託を予定しておりましたが、相談窓口設置を含む在宅医療・介護連携を図るため委託している川内市医師会及び薩摩郡医師会において、既に資源調査等を実施していただき、他職種連携に関しても各種研修会等の取り組みのほか、郡医師会においてはタブレット端末による他職種間の情報共有システムを導入し、また川内市医師会においても同様のシステムをテスト中であり、連携のためのシステムづくりが進行中であることから、改めて連携のための計画づくりは現段階では必要ないと判断し、コンサル委託を取りやめたことによる減額補正になります。

次に、184ページをごらんください。

3款3項1目介護予防・生活支援サービス事業費、それから2目介護予防ケアマネジメント事業費、及び3目高額介護予防サービス費相当事業費

については、それぞれ備考欄に記載のとおり、要支援者及び総合事業対象者に係る生活支援サービスやケアマネジメント費等の実績見込みに基づくものになります。

次に、185ページをお開きください。

3款4項1目一般介護予防事業費については、最低賃金改定に伴う臨時職員雇上料への対応及び里・上甕地域において事業者委託で予定していた介護予防事業を直営で実施することとなったため、委託料から普通旅費に組みかえるものです。

次に、186ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金については、前年度繰越金及び国庫支出金等精算返納金の確定に伴い増額補正を行うものです。

次に、187ページをごらんください。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金は、過年度分の保険料還付実績見込みに基づくもので、同項2目償還金は、平成28年度分の介護給付費確定に伴う国庫支出金等の精算返納金になります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、175ページをお開きください。175ページでございます。

4款2項4目地域支援事業交付金の減額は、歳出で説明しました在宅医療・介護連携推進事業費の594万円の減額に伴う国負担39%分の減になります。

次に、176ページをごらんください。

6款3項1目地域支援事業交付金の減額も、同様の理由による県負担19.5%分の減になります。

次に、177ページをごらんください。

9款1項1目一般会計繰入金の減額も、同様の理由による市負担19.5%分の減になります。

次に、178ページをごらんください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い、決算余剰金が発生したため、基金繰入金として予算計上した分を減額するものであります。

次に、179ページをごらんください。

10款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため、増額するものであります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について説明させていただきます。

市民福祉委員会資料の13ページをお開きください。

平成30年度から平成32年度までの3カ年間の計画である薩摩川内市老人福祉計画・第7期介護保険事業計画について、学識経験者や各種団体からの推薦委員及び一般公募委員で構成する計画推進委員会において、計画（案）を取りまとめましたので、その概要版で御説明させていただきます。

15ページをお開きください。

15ページには、関係法令など計画の位置づけと計画期間を掲載しております。

あけていただき、16ページをお開きください。

16ページには高齢者人口と前期高齢者・後期高齢者の構成に関する推移を掲載しており、17ページには要介護認定者数の過去の推移を掲載しております。

17ページの中段、第1号被保険者の認定率を見ていただきますと、平成24年度の22.9%をピークに、認定率は少しずつ減少してきております。

あけていただき、18ページになります。

18ページには、本計画の基本的な考え方とし

て、まず、1の基本理念ですが、第2次薩摩川内市総合計画の方向性も踏まえ、第6期に引き続き「高齢になっても安心して、いきいきと誇りを持って暮らせるまちづくり」を基本理念とし、2の施策展開としては、国の制度改正の方針等も踏まえ、1点目に、医療・介護・予防・福祉・生活支援のサービスを切れ目なく提供できる体制づくりを推進する、地域包括ケアシステムの強化への取組。2点目に、住民主体の取組や活動を推進する、参加と協働の地域づくりの推進への取組。3点目に、より健康な状態での日常生活が送れるよう、自立支援・重度化防止に向けた取組を柱とし、施策を展開していきたいと考えております。

あけていただき、20ページから22ページにかけて、基本理念及び施策展開を踏まえた七つの基本目標を記載しておりますが、説明は省略いたしますので、後ほど御確認ください。

次に、23ページをごらんください。

介護サービスの見込み量と保険料の考え方になりますが、まず、1の日常生活圏域では、これまで四つの圏域としておりましたが、今回は、下の図に掲載した、より密着した八つの圏域を設定し、各圏域の実情に応じた取り組みを実施することとしております。

あけていただいて、24ページです。

2の介護サービス利用見込みについて、まず、第1号被保険者に対する介護認定者数と介護認定率ですが、中ほどにあります介護認定率については、先ほど平成24年度をピークに少しずつ減少傾向と説明しましたが、平成28年度末は19.2%となっておりますが、平成29年度になって少し増加傾向が見られ、本年9月末現在で19.5%となっております。

これは、純粋な自然増の要因のほか、若干ではありますが、平成28年度から始まった認定を受けずに基本チェックリストの判定により一部サービスが受けられる総合事業対象者が、サービス量が限られるため、やはり介護認定を受けようと、介護認定に切りかえるケースも一部見られております。しかしながら、今後も介護予防事業等に力を入れることで、現行の水準を維持できるのではないかと考え、認定率は19.5%と推計したところです。

それらをもとに、現在の各年齢5歳刻みの介護認定者数の実績をもとに、平成30年度以降の第

1号被保険者の増加等を反映し、上段の表のとおり介護認定者数を推計しました。認定率は同じですが、高齢者人口の増加により介護認定者数自体はふえていく傾向になります。

次に、介護保険サービス費用の見込みについてですが、介護認定者数に対する現在のサービス利用の実績等をもとに、今後の認定者数の推計結果から積算したほか、第7期計画の中間年度に当たる平成31年度からグループホーム9床、地域密着型特養29床、広域型特養10床の増床を見込み費用を推計しており、3カ年間の費用合計は約316億円と見込んでいます。

次に、25ページの3、保険料の考え方についてです。

掲載している区分表ですが、第7期においても第6期同様、13段階13階層を予定しております。なお、第2段階の負担割合は0.625とありますが、国の基準は0.75であり、市単独の軽減として議会の承認を得て0.625となっております。

第7期においても同様の軽減を実施したいと考えておりますが、議会の承認を得る必要があることから、表の上に米印で「負担割合は第6期計画分で掲載しています。」と記載したところです。

また、上段に記載のとおり、介護サービス費用の推計から、国の調整交付金見込み額を控除後の第1号被保険者の負担相当額は、約60億7,600万円になり、この負担相当額から保険料を算出した場合、現行の月額6,100円から保険料を上げざるを得ない状況にはありますが、介護給付費準備基金の充当等により、保険料としては確定ではございませんが、おおむね現行の水準を維持できると見込んでおります。

なお、同計画（案）につきましては、本日12月14日から来年1月15日までパブリックコメントを実施し、その後、来年3月に計画を決定する予定となっておりますが、介護保険料に関しましては、来年、平成30年第1回市議会定例会に条例改正案を上程させていただく予定としております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）今の説明でありますと、基

準額6,100円を維持するということですが、条例改正案は提案されるわけですが、その条例改正案は要するに期間の変更ということなんですかね。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）保険料に変更がない場合は、期間等の改正になります。

○委員（新原春二）7期の施設新設のお話がありましたけれども、それについては事業者が申請見込みなのか、一応、概算を市のほうで、これぐらいは必要なのではないかということで算定をされたのか、これはどうですか。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）本来、増設に関しましては、待機者数からこの程度、整備したほうがいいというところの検討を行うべきではあると思うんですが、やはりこれも今後の高齢者人口の増加、もしくは一定期間においては、また減少傾向に移りますので経営等もございます。そういった意味から、事業者から要望があった増床計画に基づいて、今回の計画には反映させております。

この計画が成立した後は、その事業者が即その整備ができるというものではなくて、一般に公募をした上で、手が上がった中から選考していくという形になります。

○委員（井上勝博）保険給付から外れるということで、私の認識というのは介護保険から、サービスから外れるんだろかというふうな認識で思っていたんですが、この介護保険会計の中から外れるのではなくて保険給付から外れるという意味は、全国一律のサービスから外れるというふうに理解していいのかと。

要するに、要支援の人たちが保険給付から外れていますよね、要支援の人たちのサービスは保険給付から外れていますよね。それで、今度、政府は要介護1と2を保険給付から外すという、そういうことを考えているというふうに聞いているんですけども、この保険給付から外すという意味が、まだ私はよくわからなくて、保険給付から外すということは、全国一律のサービスから外すということで、それぞれの市町村の独自のサービスを提供するということなのかなというふうに、ちょっと考えたわけなんです。

その財源は、じゃあどこから持って来るのかと。いったら、介護保険の財源から持ってくるというふうになるんだろかと思うんですけど、そうする

と、介護保険会計が苦しいところは保険給付から外れたこのサービスがそれだけお金をかけられなくなってしまうという、そういう危険性が出てくるんだろうかなというふうに思ったものですから、その辺についての保険給付から外すという意味を解説していただけますか。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星）介護認定者、それから要支援者、それから総合事業対象者も、介護保険会計の中での給付になります。

資料の２４ページをごらんいただきたいと思うんですが、中段の表に「介護保険サービスの費用の見込み」という欄がございます。大まかに言いますと、この介護給付費というのが介護１から５までの方、それから介護予防給付費というのが要支援１・２の方、それから地域支援事業費というのが一部、要支援１にも入りますが、総合事業対象者及び一般の高齡者という形の、おおむねそういうすみ分けになります。

○委員（井上勝博）この介護給付費というのは、介護給付費を例えば国や県、市、そして被保険者や、それからほかにもあったと思うんですね、市民からの負担と。それで、この介護予防給付費と地域支援事業費というのの中には、国や県や市の負担というのは、どのぐらい入ってくるんですか。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星）まず、基本的には５０％が税です。国が２５％、県・市が１２．５％、あと保険料のほう５０％で、１号の被保険者が来年度からは２３％、２号が２７％です。

それから、地域支援事業のほうになりますと、国のほうが３９％、それから県・市が１９．５％、それから１号が２２％ということで、２号保険が入らないという形になります。

○委員（井上勝博）ごめんなさい。もうちょっと私も勉強してみたいと思うんですけども、国が介護保険給付から要介護１・２を外すという方向があるのは御存じだと思うんですよ、そういう議論がされているのは。これは何を国は考えて外すというふうに考えているのかを、ちょっと説明していただけますか。なぜそんなことを考えるのか。

○高齡・介護福祉課長（遠矢一星）済みません。その検討がされていること自体は把握はしておりますが、その中身、方向性については、済み

ません。私、勉強不足で把握しておりませんので、ちょっと本日お答えすることができません。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。よろしいですね。

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、高齡・介護福祉課の審査を終わります。

△保護課の審査

○委員長（福田俊一郎）次は、保護課の審査に入ります。

△議案第１５６号 平成２９年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）まず、審査を一時休止しておりました、議案第１５６号平成２９年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）保護課です。補正予算につきましての説明いたします。

予算に関する説明書の３３ページをお開きください。

３款１項１目社会福祉総務費、事項、生活困窮者自立支援事業費につきまして、１１１万円の増額補正を行うものであります。補正の内訳としまして、委託先であります薩摩川内市社会福祉協議会の人事異動による人件費の増に伴い、委託料を増額するものであります。

次に、３８ページをお開きください。

３款４項１目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、５、２２２万円の増額補正を行うものであります。補正の内訳としまして、給料、職員手当及び共済費につきましては１０月の人事異動に伴う補正であり、通信運搬費は郵便料等の実績に伴う減額、手数料は生活保護医療審査支払手数料等の実績に伴う減額、並びに国庫支出金等精算返納金は生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、平成２８年度中に多く受け入れた国庫負担金を返納するために増額補正するものであります。

2目扶助費、事項、生活保護費につきましては、歳入のところでも説明いたしますが、生活保護費返納金が生じたことによる財源調整であります。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算書の16ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金につきまして、231万円の増額補正を行うものであります。内訳としまして、平成28年度の生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、メニュー事業の一つであります介護扶助費等国庫負担金が精算不足であったことから、国庫負担金が追加交付されることになりましたので、増額補正するものであります。

続きまして、24ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入、説明欄の上から4番目、生活保護返納金（滞納分）90万円でありますが、これは過年度の生活保護返納金で、その下、生活保護返納金730万円は、現年度の生活保護法第63条に規定する返納金。その下、生活保護徴収金3万円は、現年度の生活保護法第78条に規定する徴収金について受け入れましたので、増額補正するものであります。

法第63条に規定する返還金とは、被保護者が保護費を受給した後、年金・手当等の遡及受給や介護保険の償還金など、何らかの収入があったことにより収入相当分を返還させるもので、法第78条に規定する徴収金とは、被保護者が就労収入などがあつたにもかかわらず、未申告または虚偽の申告をするなど、不実の申請、その他不正な手段により保護費を受給した者に対し、厳しく指導した後、不正受給として徴収するものであります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）後でもよかったんですけど、今、返納金のお話をされたものですから、ちょっとお尋ねしたいと思います。

この返納金の場合は、本人が年金を受給したりとか、いろんな収入があつたのに申告しなかったということによる返納と。ただ、事務的なミスにより生活保護費を多目に支給していたという、そういうケースもたまに聞くことがあるわけですが、それについては最近何か裁判で、事務側のミスの場合は、もう返納しなくていいという裁判例が出

てきているわけですが、事務的なミスということで返納というケースというのは、今まではあつたんでしょうか。

○保護課長（松尾和俊）過去にあつたというふうに聞いております。その際は、返納をしていたというところであります。

○委員（井上勝博）金額の程度によると思いますが、事務的なミスでもって多額の金額を返納ということになる場合は、やはりその判例が出てきておりますので、そういう判例を踏まえた上で、要するに負担をかけないように御注意いただくようお願いをしたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○保護課長（松尾和俊）3件の報告をいたします。

市民福祉委員会資料26ページをお開きください。

1の保護の開始・廃止の状況ですが、昨年度の保護開始世帯121世帯に対し、10月現在65世帯であり、昨年同月比マイナス3世帯と、昨年度と同様のペースで推移しているところであります。

開始の理由として、複合的な要素もありますが、最も多いのが預貯金の減少、次が世帯主の傷病、次が定年・失業と続いております。これから考えられるのが、主たる生計維持者の傷病・失業等により収入が途絶え、わずかな貯蓄を切り崩した結果の生活困窮がうかがえるところで。

保護の廃止状況ですが、昨年度122世帯に対し、10月現在63世帯であり、昨年同月比マイナス6世帯と、これも昨年度と同様のペースであります。

廃止の理由として最も多いのが、これは高齢者

世帯が被保護世帯の半数以上という事情もありますが、死亡となっています。次の働きによる収入の増加は、就労支援による結果も含まれ、次の社会保障給付金の増加は、3の短縮年金でも説明いたしますが、年金受給権が120月になったことによる影響が大きいものと考えております。

続きまして、2の就労支援の状況ですが、昨年度は支援対象者数82名、就労開始者数延べ37名、保護廃止世帯数16世帯でありました。本年度も支援対象者数は毎月増加し、就労開始者数は既に昨年度に迫る伸びとなっております。

しかし、就労に至っても短期での離職に終わるケースも多く見られるため、長期で安定した就労に向け、支援対象者、ケースワーカー、就労支援員、ハローワークの連携による四者面談等で、就労支援を推進していきたいと考えております。

続きまして、3の法改正に伴う短縮年金請求・決定状況です。11月20日現在、対象者数124人に対し、請求数120人、進捗率は96.8%であります。請求数120人の裁定決定金額は年額で3,362万7,701円、平均の年額としまして一人当たり28万230円であります。

短縮年金取得による廃止世帯数は5世帯、うち4世帯は養護老人ホーム入所者であり、これまで無年金者として医療扶助のみの保護を受けておりましたが、年金取得により医療扶助を要しなくなったことから廃止となったものであります。

もう1世帯は、法改正により再調査を行った結果、新たに300月を超える加入期間、これは他市での免除期間及び婚姻期間中の空期間が判明したため、65歳まで遡及された年金額で要否判定を行った結果、保護否となったものであります。

なお、未請求の4人のうち、本日現在、一人の申請が完了しております。残る3人は年金の請求を拒否しているもので、主な理由として、年金が受給できても年金と保護費を合わせ月額はいくらでも変わらないのであれば請求する意味がないとの申し出であります。

生活保護費は国民の税金であり、法第4条にもある保護の補足性の原理から、被保護者はその利用し得る資産を活用することが義務づけられております。今後も粘り強く説明し、理解を得るよう努めてまいります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明が

ありましたが、これも含めて所管事務全般についての質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどとも関連するかもしれませんが、やっぱり年金が以前は25年入ってなければ支給されなかったのが、法改正によって10年加入していれば、わずかだけ年金が出てくるということからの、いろんな問題が起こってきているというか、先ほどもあったような年金をもらっているにもかかわらず保護費をもらっていたと。そういうことも関係してきているんでしょうか。そこら辺の背景を教えてくださいと思います。

それから、社会保障給付金の増加というのも、これもその関連なのかも教えてくださいと思います。

それから、もう一つは、年金の資格があるかどうかということについては、そうすると、もうスペシャリストになられていると思うんですね。それで、こういうケースがちょっと最近あったんですけども、遺族年金の場合、生活生計を同一にしているという場合にのみということになっていて、その場合に、例えば夫が亡くなった場合に妻が遺族年金を受け取ると。しかし、DVがあって離れ離れになっていて、そして生計は一緒になっていなかったんだけど、夫が死んで遺族年金をもらえるか、もらえないのかという問題については、これまでもそういうケースがもしあったりしているのかどうか。

それから、総合相談窓口もされていますので、そういったところについての、DVがあったときの遺族年金の関係というのは、調べられたことがあるかどうかということを教えてくださいと思います。

○保護課長（松尾和俊）まず、年金の取得の関係で、その背景ということでございますけど、生活保護を申請された場合に、まず、年金事務所等において、年金調査員を1名雇用しておりますが、その方の調査によって、ほぼ今は把握をできているところでございます。

今回の年金の改正により、以前は300月であったものが120月になったというのも、これも現在、年金調査員が調査を行った結果が、今124名の方が把握されているということでございます。

それと、社会保障給付費の増加による廃止、これは当然120月が出てきた関係で廃止というのは4件あったということで、先ほど説明をさせていただいたところでございます。

次に、DVによる遺族年金でございます。現在のところ、年金のほうの法律的にはDVはちょっと入ってきておりませんので、正当な権利として、そこはいただけるものというふうに考えておりますが、ただ、その相談があったかというところ、ちょっとそこは記憶にないところでございます。

○委員長（福田俊一郎） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第156号 平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） まず、審査を一時中止しておりました、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一） 議案第156号一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

予算に関する説明書36ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、2,115万1,000円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。事項、児童福祉管理運営費は、委託料につきましては、保育所事務管理を行っているアクロスシティ福祉業務システムのカスタマイズに係るもの、障害児保育事業補助金、その下、一時預かり事業補助金については、実績見込みの増によるもの、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成28年度子ども・子育て支援交付金、これは放課後児童クラブ健全育成事業・延長保育事業等

の13事業に係る実績確定に伴う精算返納金でございます。

2目児童措置費は、29万2,000円の増額補正でございます。事項、児童手当福祉費、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成28年度児童手当交付金実績確定に伴うもの。

次の3目児童館費は、2,767万6,000円の増額補正でございます。工事請負費につきましては、永利児童クラブ浄化槽等の計画変更によるもの、放課後児童クラブ運営補助金につきましては、国の補助単価の改定と、障害児受け入れを行う児童クラブの1カ所の増等によるものでございます。その下、放課後児童クラブ送迎支援事業補助金は、実績見込み増によるもの、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金につきましては、実績見込み減によるものでございます。放課後児童クラブ施設整備補助金につきましては、当初、単独事業で計上しておりました、永利町にございます社会福祉法人愛育会が運営する虫虫クラブ施設整備が、国庫補助に採択されたため増額を行うものでございます。

次は、4目保育園費は、2,220万1,000円の増額補正でございます。事項、保育所運営費費用弁償、普通旅費及び工事請負費につきましては、下甕保育園におきまして0歳児の受け入れを行うために、保育士の研修及び施設工事が必要となったためでございます。

あけていただきまして、37ページ国庫支出金等精算返納金につきましては、平成28年度子どものための教育・保育給付費、これにつきましては保育所運営費の実績確定によるもの。

5目母子福祉費は、500万円の増額補正でございます。事項、母子生活支援施設措置費につきましては、実績見込みの増によるものでございます。

以上が歳出でございます。引き続き歳入につきましては、戻っていただきまして16ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち子育て支援課分は374万4,000円の増額補正で、過年度分児童手当交付金は、平成28年度実績確定によるもの、母子生活支援施設措置費負担金は、母子生活支援施設入所に係るものでございます。

あけていただきまして17ページ、15款2項

2 目民生費補助金、3 節児童福祉費補助金は、2,039万9,000円の増額補正で、子ども・子育て支援整備交付金は虫虫クラブ児童クラブ園舎建設に係るもの、子ども・子育て支援交付金は放課後児童クラブ運営に係る国単価改正によるもの。

あけていただきまして19ページ、16款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち子育て支援課分は125万円の増額補正で、母子生活支援施設措置費負担金は、母子生活支援施設入所に係るものでございます。

あけていただきまして20ページ、2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金は、1,075万7,000円の増額補正で、社会福祉施設等施設整備補助金は虫虫クラブ児童クラブ園舎建設に係るもの、地域子ども・子育て支援事業は放課後児童クラブ運営費に係る県補助単価改定によるものでございます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、議案第156号平成29年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次は、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○子育て支援課長（知識伸一）今回は特にございません。

○委員長（福田俊一郎）それでは、所管事務全般について、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）待機児童の今の現時点での状況を教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長（知識伸一）待機児童でございます。申込者ベースでちょっと御説明いたしますので、4月現在で54人ということでお示ししておったんですけど、今10月現在で128名ということで、前年と比べまして17名の減少です。

10月現在の厚生労働省基準というのが4月が7名でした。それが58人ということになっております。

○委員（井上勝博）厚生労働省基準と実際の待機児童の差というのは、どういうところですか。

○子育て支援課長（知識伸一）今、厚生労働省基準と一般の申し込みの差ということなんですけど、基本的には特定の園に、まず申し込まれると。言い方が適当かどうかわかりませんが、人気のある園というのは、やっぱりたくさん申し込みがあります。定員がもう決まっておりますので、その分がやはり相当出てきます。そういう方々が主な、一番の理由ということでございます。

○委員（井上勝博）厚生労働省基準というのは、そういうほかにあいているのに保育園、保育所を申し込んだんだけど、その保育所だけが人気が高くて漏れてしまったと。しかしほかに行かないで待っていると、そういう方を厚生労働省は待機児童ではないと数えているわけですか。

○子育て支援課長（知識伸一）国の基準なんですけど、30分以内に行ける保育園があるかどうかを、まず調査します。そこにもし空きがあるかどうか、そこは希望されていなくても、そこに空きがあれば、厚生労働省基準では待機児童で、これが新聞なんかによく出る数字で、子育て支援課の場合は、うちの場合は両方を御報告しているところなんです。

○委員（井上勝博）例えば、兄弟なのに保育園が別々になっていると、そういうケースはあるんですか。

○子育て支援課長（知識伸一）兄弟も、人気があるところかどうかわかりませんが、そういう形で最初の方は入れたとしますけど、2番目のお

生まれになったときとかいうのもあるんですけど、
そういうので若干、兄弟で別々のところもおられます。
待っておられるという方もあると思います。
認可外とかもあるものですから、そういう形で。

そういうのは、なるべく年度末の新しい年度になりましたら希望調整をしまして、なるべく私どもも、基本は御兄弟が同じところを希望されたら入れるような形では考えておるところでございます。

○委員（井上勝博）どのぐらい、いらっしゃいますか。

○子育て支援課長（知識伸一）済みません。今ちょっと数字は持ってないんですけど、一桁の数字だったと思います。もし後でよろしければ、後で井上委員のほうには報告いたします。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

〔当局退室〕

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）以上で、日程の全てを終わりました。委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（福田俊一郎）閉会中に現地視察など委員派遣を行う場合は、その手続を委員長に御一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△開 会

○委員長（福田俊一郎）以上で、市民福祉委員

会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 福田 俊一郎